

多国籍企業による情報開示の実態

平 松 一 夫

I. 企業の国際化と会計調和化

企業活動が国際化するにつれて、会計および情報開示をめぐる規制の国際的調和化が重要な課題となってきた。現在、会計基準や監査基準の調和化に携わっている国際機関には、次の諸機関がある。

- ・国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee)
- ・国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
- ・国際連合 (United Nations)
- ・経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development)

これらの諸機関は、それぞれ性格や役割を異にするが、相互に関わりをもつつ、会計、情報開示、監査の国際的調和化に貢献しつつある。このうち経済協力開発機構 (OECD) は各国政府機関が関わっていることと、加盟国がいわゆる先進国24か国であることが特徴的であり、多国籍企業の会計をめぐる国際的調和化の動向に影響力をもつことが期待される。実際、会計および情報開示をめぐる OECD の最近の活動には注目すべきものがある¹⁾。

本稿では、会計および情報開示に関する OECD の活動状況を紹介するとともに、OECD の調査にもとづき加盟各国の多国籍企業による情報開示の実態を

1) OECD 加盟24か国は次の各国である。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ。

明らかにしようとするものである。

II. OECD 会計基準作業部会

(1) 会計基準作業部会の役割

1970年代初期に、国際事業の発展のためには国家間協力のみでなく、国家と多国籍企業に関するさまざまな問題を解決しなければならないことが認識されるようになった。国際投資環境を改善し、多国籍企業と各国国家との信頼関係を強化し、経済・社会の発展のために多国籍企業が貢献しうるようにするとともに困難を軽減するために、OECD 加盟各國政府は1976年6月21日に「国際投資および多国籍企業に関する宣言」(Declaration on International Investment and Multinational Enterprises) を採択し、公表した²⁾。この宣言には、付属文書として「多国籍企業の行動指針」(Guidelines for Multinational Enterprises。以下、ガイドラインという) が付されている³⁾。ガイドラインには、一般方針、情報開示、競争、財務、課税、雇用と労使関係、科学と技術の各項目について、多国籍企業が遵守すべき指針が定められている。そして情報開示の章が、会計・情報開示に直接関わる部分である。

ガイドラインには、多国籍企業が開示すべき情報の簡単な一覧表が記載されている。ガイドラインの適用を通して企業の財務情報の質と量を改善するためには、次のような課題が認められた。

- (1) ガイドラインにおける情報開示の勧告は一般的な用語で表明されているので、これらのガイドラインを適用するにあたって企業を支援するために、用いられている会計用語の解説が必要とされていること。
- (2) ガイドラインを効果的に運用する上で決定的に重要な領域で、会計実務の調和化が著しく欠如しているために、企業によって開示される情報の比較可

2) *OECD International Investment and Multinational Enterprises* (Paris: OECD, 1976), pp. 7-9.

3) *Ibid.*, pp. 11-17. なお、1976年のガイドラインは、その後、国際投資・多国籍企業委員会によってレビューされ、1979年、1982年、1984年にそれぞれ報告書が出されている。

能性が損なわれていること。

そこで、ガイドラインの遵守に関して責任を有している「国際投資・多国籍企業委員会」(Committee on International Investment and Multinational Enterprises, CIME)は、1979年10月に「会計基準作業部会」(Working Group on Accounting Standards)を設け、これに、ガイドラインの情報開示の章に含まれている会計用語を解説すること、および、財務諸表の国際的な比較可能性と会計基準の国際的な調和化を増大するために努力すること、という2つの課題を与えたのである。

(2) 会計基準作業部会の活動

上記の課題を解決するため、会計基準作業部会はさまざまな活動を行ってきた。1982年11月24日には、OECDの閣僚理事会の承認をえて「OECDガイドラインの会計用語に関する解説」(Clarification of the Accounting Terms in the OECD Guidelines)を公表した。その作成にあたって作業部会は、OECD産業経済諮問委員会、OECD労働組合諮問委員会、国際会計基準委員会およびヨーロッパ専門会計士連盟と協議を行っている。

作業部会はまた、OECD加盟各国から選ばれた企業の1985年のアニュアル・リポートにもとづいて、OECDガイドラインの情報開示の章の適用についての調査を行い、調査結果を1987年に公表している。

さらに、作業部会は毎年、特定テーマについて非公式な会合を持ち、これに各国の会計基準設定団体の参加をよびかけている。会合の後には概要書が作成され、ワーキング・ドキュメントとして公表されている。上記のアニュアル・リポートの調査結果は、後述するワーキング・ドキュメントの第3号「多国籍企業による情報開示——OECDガイドラインの適用に関する調査」である⁴⁾。

これらの活動は、政府、非政府基準設定機関、財務諸表の作成者と利用者、および職業会計人というすべての関係者の対話を促進するために行われてい

4) OECD Working Group on Accounting Standards, Working Documents No. 3, *Disclosure of Information by Multinational Enterprises—Survey of the Application of the OECD Guidelines* (Paris: OECD, 1987).

る。このような意図をもって、1985年には「会計基準の国際的調和化のためのフォーラム」が開催され、その結果は、作業部会による総括報告書とともに『会計基準の調和化——成果と展望』と題して公表されている。また1988年5月31日と6月1日に、新金融商品によって提起された会計と情報開示の諸問題に関するシンポジウムが開催され、その内容が『新金融商品——開示と会計』と題して公表されている。

(3) 会計基準作業部会の出版物

会計基準作業部会は、一般の書物だけでなく、会計調和化シリーズやワーキング・ドキュメントを公表している。最近の出版物には、上記のものを含めて次のものがある。

- ① 『新金融商品——開示と会計』 (*New Financial Instruments—Disclosure and Accounting*, 1988)

新金融商品をめぐる OECD のシンポジウムへの主要寄稿文を収録したもので、新金融商品のための会計と情報開示に関する規制を国際的に開発する緊急の必要性があることを強調している。

- ② 『多国籍企業と情報開示——OECD ガイドラインの解説』 (*Multinational Enterprises and Disclosure of Information—Clarifications of the OECD Guidelines*, 1988)

企業の公表財務諸表の作成と利用のための指針を与えるため、多国籍企業のガイドラインで用いられているすべての会計用語を解説している。また、銀行と保険会社による報告について特別の解説が付されている。

- ③ 『会計基準の調和化——成果と展望』 (*Harmonization of Accounting Standards—Achievements and Perspectives*, 1986)

1985年の OECD フォーラムでの討議にもとづいており、会計基準の調和化によって投資者、政府その他の利害関係者が多国籍企業の構造と活動をよりよく理解し解釈する方法を分析している。

次に、「会計調和化」シリーズとして、次の 5 つが出版されている。

①第1号『外貨換算』(*Foreign Currency Translation, 1986*)

OECD 各国で、外貨表示財務諸表および外貨建取引を換算するために用いられている実務を紹介し比較している。そして、会計実務の調和化からえられる便益を概括している。

②第2号『OECD の各国における連結方針』(*Consolidation Policies in OECD Countries, 1987*)

連結に関する各国の基準と実務の調査結果である。これはまた、OECD ガイドラインにおける「連結方針」の解説をも含んでいる。

③第3号『租税と財務報告との関係——法人税の会計』(*The Relationship between Taxation and Financial Reporting—Income Tax Accounting, 1987*)

財務諸表は税金に対する考慮によって影響されることはならないが、OECD 加盟各国では、租税回避の防止や投資の誘発といった理由で一般の会計原則がかなり損なわれている。この報告書では、加盟国間の主たる相違点、かかる相違点の性質、および国際的な調和化のための解決策が討議されている。

④第4号『保険会社の経営成績』(*Operating Results of Insurance Companies, 1988*)

調査によれば保険会社の会計実務にはかなりの相違がみられる。会計実務の国際的調和化は、なお初期の段階にある。

⑤第5号『連結財務諸表』(*Consolidated Financial Statements, 1988*)

第2号の連結方針に関する調査結果によれば、かなり実務にはらつきがある。この報告書は、加盟国間で比較可能でその採用が連結財務諸表の相互の認識を促進するような実務を識別しようと試みている。

さらに、ワーキング・ドキュメントとして次のものが公表されている。

①第1号「ソフトウェアの会計処理」(*Accounting Treatment of Software, 1986*)②第2号「財務諸表の入手可能性」(*Availability of Financial Statements, 1987*)

- ③第3号「多国籍企業による情報開示——OECD ガイドラインの適用に関する調査」(*Disclosure of Information by Multinational Enterprises—Survey of the Application of the OECD Guidelines*, 1987)
- ④第4号「リース会計」(*Accounting for Leases*, 1988)
- ⑤第5号「監査人の資格」(*The Qualification of Auditors*, 1988)

III. 情報開示に関する OECD ガイドライン

先に述べたように、OECD のガイドラインは1976年に公表された。ガイドライン自体はその後、1979年と1984年に改訂されたが、情報開示 (Disclosure of Information) の章の改訂はなされていない。以下が、情報開示の章の内容である。

「企業は、その事業活動の経済的な意味での性質および相対的規模、事業機密上の要請ならびに費用に対して妥当な考慮を払いつつ、企業が活動しているそれぞれの国の国内法にもとづいて開示されるべき情報に追加して、公衆の理解を向上させるために適した形式により、この目的にとって必要な限りにおいて、企業全体としての組織構造、活動および方針について、十分な量の事実に関する情報を公表すべきである。企業は、この目的のために特に次の事項に関する情報を含め、企業全体に関する財務諸表その他の関連情報を、合理的な期間内に、定期的に（少なくとも年に1度は）公表すべきである。

- i) 親会社の名称および所在地、その主要関係会社、ならびに当該関係会社間の株式持ち合いを含む当該関係会社に対する直接間接の株式保有比率を示す、企業の組織構造。
- ii) 事業活動が行われる地域（注）、ならびに親会社および主要関係会社により当該地域において行われる主要活動。
- iii) 地域別の営業成果および売上高、ならびに企業全体の主要事業系列別売上高。
- iv) 地域別の重要な新規投資、および実行可能な限り企業全体の主要事業系

- 列別売上高。
- v) 企業全体の資金の源泉と使途に関する計算書。
 - vi) 各地域における平均従業員数。
 - vii) 企業全体の研究開発費。
 - viii) 企業内の価格設定に関する方針。
 - ix) 連結決算に関する会計方針を含め、公表情報を作成するに当たって遵守される会計方針。

(注) この情報開示のガイドラインでは、「地域」とは、各企業が特定の状況下で適当であると判断するところにしたがい、複数の国々の集合またはそれぞれの国を意味する。すべての企業またはすべての目的に対して適切であるような単一のグループ化の方法はないが、企業により考慮される要素には、それぞれの国または地域で行われる事業活動の重要性の他、その競争力に対する影響、地理的近接性、経済的同質性、事業環境の類似性、ならびにさまざまな国で行われる企業の事業活動の性質、規模および相互関係の程度も含まれる。⁵⁾

IV. OECD ガイドライン適用状況の調査概要

会計基準作業部会は、1983年にOECD加盟国企業によるガイドラインの適用状況について初の調査を行った。その結果は、ガイドラインの情報開示の章に対する企業の反応は前向きであったが、なお改善の期待される部分が多くあった。そこで作業部会は、さらに、1985年のアニュアル・リポートを用いて、再度調査を実施したのである。(その結果がワーキング・ドキュメント第3号として公表されている。)

この調査にあたって選定された企業は、OECD加盟国に本部をおく184社であり、国別の企業数は次のとおりである。なお、1985年内に終了する年度のアニュアル・リポートが入手できなかった場合には1984年のものが用いられた

5) *OECD International Investment and Multinational Enterprises* (Paris: OECD, 1976), pp. 14-15.

が、その数は（ ）内に示されている。また、参考のため、1983年調査の企業数も示しておく。(産業別は省略)

	1985年調査	1983年調査
ベルギー	5	—
フランス	16 (8)	15
西ドイツ	18 (2)	18
イタリア	9 (6)	10
オランダ	9	6
イギリス	20 (1)	21
スウェーデン	9	6
スイス	8	8
オーストラリア	10	5
カナダ	13	15
アメリカ	48	48
日本	19 (3)	17
	184 (20)	169

選定対象企業は、多国籍の事業展開をしており、連結財務報告を公表している企業である。ヨーロッパの企業は、株式の時価総額で *Financial Times* の “FT European Top 500” に掲載されている企業である。調査企業は前回調査の時と基本的にはかわらないが、その後の合併・買収が考慮されている。アメリカ企業については、前回調査とちがって、一般大衆にも入手できる10-K 報告書をも調査資料に含めた。日本企業の場合には、英文アニュアル・リポートに限ったが、これは前回調査に大蔵大臣提出書類を含めたのとは異なっている。また、前回調査に含まれていなかったベルギーが追加された。その他、国別調査企業数、産業別企業数に若干の変更が加えられているが、調査結果に重大な影響はないと考えられるので、ここではその詳細の記述を省略する⁶⁾。

V. OECD ガイドライン適用の実態

ワーキング・ドキュメント第3号の調査結果では、ガイドラインの適用状況が項目別に論じられている。その際、現行会計規則および実務も項目ごとに簡

6) ここでは、産業別の調査結果には特にふれることとする。

単に記述されているので、ここでも参考のためそれを収録し、あわせて調査結果に関する論評を私見をもまじえながら簡単に紹介する。なお、項目ごとに調査結果を表にまとめている。これは、原資料を便宜上、地域別に整理しなおして、比率を表示したものである。また、表で+は「完全実施」を、+/-は「部分実施」を、また-は「実施せず」を表す。

(1) 企業の組織構造

①現行会計規則および実務

EEC 第4号指令は、会社が他の会社の資本を20%を超えて所有している場合には、当該他の会社について、名称と所在地、出資比率、自己資本の額、最終営業年度における損益の額を、附属明細書に記載することを要求している。なお、自己資本の額および最終営業年度における損益の額に関する記載は、貸借対照表を公表しない関係会社の資本に占める親会社の所有割合が50%未満の場合には、この情報を省略することができる。

EEC 第7号指令は、親会社の名称と所在地、ならびに関係会社に対する親会社の出資比率の開示を要求している。

EEC以外では、子会社の名称と所在地を開示するのが一般的な実務である。例えばアメリカでは、10-Kにこの情報を記載することがSECによって要求されている。オーストラリアでは、すべての連結子会社について、子会社の名称と所在地、子会社に対する出資比率、子会社の利益の割合を親会社の連結財務諸表で開示することが、会社法で要求されている。

日本では、親会社が子会社をもつ場合には、大蔵大臣に提出する報告書に、連結子会社の数および主要連結子会社の名称、非連結子会社の数および主要非連結子会社の名称、資本金および事業内容、資本の所有割合、関係内容（たとえば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等）が記載される。

②調査結果

調査結果は第1表に掲載されている。「部分実施」は、子会社の名称を記載しているが、関係会社に対する親会社の出資比率を記載していない場合である。

1983年調査と同様に、ほとんどのアニュアル・リポートに主要子会社が記載されている。1983年と比べるとかなり改善されているが、出資比率および主要関係会社の名称・所在地についてはなお改善の余地がある。地域別にみると、ヨーロッパではほとんどの企業がこの情報を開示しているが、規制の緩やかなアメリカや日本の企業では部分実施が多くなっている。

第1表 企業の組織構造

			1985			1983		
			+	+/-	-	+	+/-	-
ヨ ー ロ ッ パ	E C	ベルギー	5					
		フランス	16			11	4	
		西ドイツ	17	1		16	2	
		イタリア	9			9	1	
		オランダ	7	2		5	1	
		イギリス	20			21		
	EC計 (%)		74	3		62	8	
			96	4		89	11	
ア メ リ カ 他	スウェーデン		9			4	2	
	スイス		7	1		3	4	1
	ヨーロッパ計 (%)		90	4		69	14	1
			96	4		82	17	1
	オーストラリア		10			5		
	カナダ		4	9		8	7	
	アメリカ		10	35	3	6	42	
	アメリカ他計 (%)		24	44	3	19	49	
			32	62	4	28	72	
	日本 (%)		4	15		3	14	
			21	79		18	82	
	合計 (%)		118	63	3	91	77	1
			64	34	2	54	45	1

(2) 活動地域および主要活動

①現行会計規則および実務

EEC 第4号指令のもとでは、開示すべきセグメント情報は純売上高（企業活

動の種類別ならびに市場の地域別) に限られる。第7号指令は、活動の種類ならびに市場の地域が著しく異なっている場合に、純売上高を活動の種類別ならびに市場の地域別に分けて開示しなければならないとしている。EEC以外ではカナダ、スウェーデン、アメリカで、事業系列別に情報を開示することを法が要求している。

②調査結果

調査結果は第2表に掲載されている。ここで「部分実施」は、事業活動を行っている地域についての記述が不完全な場合である。

ほとんどすべての企業で、企業全体としての主要活動についての詳しい情報が記載されている。この情報は、財務諸表とアニュアル・リポートの全体を通

第2表 地域活動および主要活動

			1985		1983					
			+	+/-	-	+	+/-	-		
ヨーロッパ	E	ベルギー	5							
		フランス	16			13	2			
		西ドイツ	18			18				
		イタリア	9			4	6			
		オランダ	9			6				
		イギリス	20			20	1			
	EC計 (%)		77			61	9			
	100					87	13			
アメリカ他	スウェーデン		9			5	1			
	スイス		8			6	2			
	ヨーロッパ計 (%)		94			72	12			
	100					86	14			
	オーストラリア		10			5				
	カナダ		13			8	7			
	アメリカ		47	1		44	4			
アメリカ他計 (%)			70	1		64	4			
日本 (%)			19			17				
100						100				
合計 (%)			183	1		153	16			
			99	1		91	9			

じて分散しているが、事業活動が展開されている地域を確認するのに十分詳細な情報が提供されている。1983年と比べて改善がみられる。これは、一部分は、EEC 加盟国による第4号指令の実施によるものである。

(3) 営業成果および売上高

①現行会計規則および実務

先に述べたように、EEC 第4号指令および第7号指令は、活動の種類ならびに市場の地域が著しく異なる場合に、純売上高を活動の種類別ならびに市場の地域別に分けて開示することを要求している。イギリスの上場会社は、イギリス以外で行われた活動に関して、売上高と営業成果を地域別に分析することを要求されている。カナダとアメリカでは、要報告外国地域セグメントの所在地を、売上高と経営成績を含むその他の特定の開示項目とともに開示することを要求している。カナダ、アメリカ、スウェーデンでは、事業系列別に情報を開示することが法律で要求されている。さらに、カナダとアメリカでは、事業セグメント別に収益と営業成果の開示を要求する会計基準がある。監査済みの財務諸表にかかる情報が含まれていない場合は、通常、外国での重要な事業活動がないか、あるいは事業系列が単一であることを意味している。

②調査結果

調査結果は第3表に掲載されている。ここで「部分実施」は、売上高が地域別または主要事業系列別のいずれかで開示されている場合である。「実施せず」は、売上高が企業全体についてのみ開示されている場合である。「部分実施」の欄に掲載されているほとんどの北米の企業は、事業系列別の分割が重要性に乏しく、一事業セグメントのみが要報告であったとしている。

主要事業系列別の売上高は、アメリカ他の企業に次いで、ヨーロッパでもかなり開示がなされている。主要事業系列別の売上高の開示は、OECD 加盟国のはほとんどで一般化しているが、地域別の売上高の開示は、しばしばなされていなかったり、開示されていても例えば国内と外国というように、分類が余りにも広範すぎる。1983年調査からの変化として、全く開示しない企業が減少した

ことがあげられる。

第3表 営業成果および売上高

			1985			1983				
			+	+/-	-	+	+/-	-		
ヨ ー ロ ッ パ	E	ベルギー		4	1					
		フランス	8	7	1	7	7	1		
		西ドイツ	1	12	5		12	6		
		イタリア		9			10			
		オランダ	4	5		3	3			
		イギリス	19	1		7	11	3		
	EC計 (%)		32	38	7	17	43	10		
	42		49	9		24	62	14		
ア メ リ カ 其 他	スウェーデン		2	7		1	5			
	スイス			8			6	2		
	ヨーロッパ計 (%)		34	53	7	18	54	12		
	36		56	8		22	64	14		
	オーストラリア		5	2	3	1	2	2		
	カナダ		9	4		10	5			
	アメリカ		36	12		29	19			
ア メ リ カ 其 他	アメリカ他計 (%)		50	18	3	40	26	2		
	70		26	4		59	38	3		
日本 (%)				17	2		11	6		
				90	10		65	35		
合 計 (%)			84	88	12	58	91	20		
			46	48	6	34	54	12		

(4) 新規設備投資

①現行会計規則および実務

EEC 第4号指令および第7号指令によれば、各種固定資産項目の変動は、既存の資産と新規投資を区別することなく、個別財務諸表または連結財務諸表に表示される。アメリカ FASB の財務会計基準書第14号「企業のセグメント別財務報告」は、重要性のある場合には、地域別に識別可能資産の開示を要求している。財務諸表の利用者は期間比較によって識別可能資産の純変動額を計算す

ることができる。スウェーデンでは、新規設備投資の開示は法的要件とされていない。しかし、取締役報告書または年度決算書から会社が行った投資額を知ることができる。スイスでは、投資に対する支出額の開示を求めていない。日本では、大蔵大臣に対する報告書に新規設備投資の情報を開示するよう要求されているが、地域別には要求されていない。

②調査結果

調査結果は第4表に掲載されている。ここで「部分実施」は、設備投資が企業全体として開示されており、情報が地域別または事業系列別のいずれか一方で開示されている場合である。特定の企業の場合には、地域別データは重要でなく、あるいは事業系列が一つしかないことがある。「部分実施」のところに掲

第4表 新規設備投資

			1985			1983				
			+	+/-	-	+	+/-	-		
ヨ ー ロ ッ パ	E C	ベルギー		5						
		フランス	5	11		5	10			
		西ドイツ		18			18			
		イタリア	1	8		1	9			
		オランダ	3	6		2	4			
		イギリス	6	14			21			
	EC計 (%)		15 19	62 81		8 11	62 89			
	スウェーデン		3	6		2	4			
	スイス		5	1	2	2	6			
	ヨーロッパ計 (%)		23 25	69 73	2 2	12 14	72 86			
	アメリカ他		オーストラリア	1	9		5			
			カナダ	1	12	2	10	3		
ア メ リ カ 他			アメリカ	11	37	9	39			
			アメリカ他計 (%)		13 18	58 82	11 16	54 79		
			日本 (%)		19 100		17 100			
			合計 (%)		36 20	146 79	2 1	143 85		
						23 14	3 1			

載されているほとんどの北米の企業は、事業系列別の分割が重要性に乏しく、一事業セグメントのみが要報告であったとしている。

新規設備投資は、ヨーロッパとアメリカで同程度開示されており、開示されている場合は金額合計のみが開示されるのが普通である。2割の企業はさらに詳しい情報を与えているが、この場合には、地域よりも主要事業系列別の方が多い。1983年と比べて著しい進歩はみられないが、1985年にはほとんどの企業がこの項目を記載している。

(5) 資金の源泉と使途に関する計算書

①現行会計規則および実務

EEC 第4号指令および第7号指令は、EECを拠点とする企業がその公表財務諸表の一部として資金の源泉と使途に関する計算書を掲載することを要求していない。しかしイギリスでは、会計基準によってその開示が要求されている。資金の源泉と使途に関する計算書に関する会計基準ないし法的要件は、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、アメリカにもある。日本では、大蔵大臣に対する報告書に資金の源泉と使途に関する計算書を掲載しなければならないが、この計算書は財務諸表の一部ではないので監査されていない。

②調査結果

調査結果は第5表に掲載されている。ほとんどの企業の財務諸表に資金の源泉と使途に関する計算書が含まれている。このような実務は、国内法で要求されていない場合でも、多国籍企業にとっては通常の実務となっている。この結果は、すでに高い実施率となっていた1983年調査とあまりかわらない。

(6) 平均従業員数

①現行会計規則および実務

EEC 第4号指令によれば、年度決算書に対する付属明細書には、その会計期間中に雇用されていた平均従業員数に関する情報を種類別に記載しなければならない。EEC 第7号指令によれば、連結に含まれる企業によるその会計期間中

第5表 資金の源泉と使途に関する計算書

			1985			1983				
			+	+/-	-	+	+/-	-		
ヨーロッパ	E	ベルギー	3	2						
		フランス	15	1	13	2				
		西ドイツ	14	4	11	7				
		イタリア	8	1	9	1				
		オランダ	8	1	6					
		イギリス	20		21					
	EC計 (%)		68	9	60	10				
			88	12	86	14				
スウェーデン			9		6					
スイス			7	1	5	3				
ヨーロッパ計 (%)			84	10	71	13				
			89	11	85	15				
アメリカ他	オーストラリア		10		5					
	カナダ		13		15					
	アメリカ		48		48					
	アメリカ他計 (%)		71		68					
日本 (%)			17	2	17					
			90	10	100					
合計 (%)			172	12	156	13				
			93	7	93	7				

の平均従業員数に関する情報を種類別に分割して示さなければならない。フランスでは、300人以上雇用している企業は、「社会貸借対照表」(ビラン・ソシャル)を公表しなければならない。これは、その企業の社会的な状況を評価するのに役立つ主要雇用データを要約表示するものである。

日本、スウェーデン、アメリカでは法律で開示が求められている。もっとも、アニュアル・リポートに平均従業員数を含めることが要求されているのは、このうちスウェーデンだけである。オランダでは、連結財務諸表注記にグループ全体としての平均従業員数を開示しなければならない。イギリスでは、種類別に平均従業員数を開示しなければならず、取締役がその種類を決定する。

②調査結果

調査結果は第6表に掲載されている。ここで「部分実施」は、企業全体としての平均従業員数は開示されているが、地域別に開示されていない場合である。外国の従業員数が重要でない場合もある。

平均従業員数は通常開示されているが、多くの企業はなお地域別にはこの情報を開示していない。本部所在国とその他の国の従業員を区別する企業もある。地域別・事業系列別のいずれについても非常に詳しい情報を記載する企業もある。このガイドラインを完全に実施する企業が増加した点で、1983年と比べて進歩がみられた。しかし10分1の企業は全く従業員数にふれていない。

第6表 平均従業員数

			1985			1983				
			+	+/-	-	+	+/-	-		
ヨーロッパ	E	ベルギー	2	2	1					
		フランス	7	9		11	4			
		西ドイツ	7	11		4	14			
		イタリア	4	5		1	9			
		オランダ	8	1		4	2			
		イギリス	17	3		8	13			
	EC計 (%)		45	31	1	28	42			
			59	40	1	40	60			
アメリカ他	スウェーデン		9			4	2			
	スイス		7	1		3	4	1		
	ヨーロッパ計 (%)		61	32	1	35	48	1		
			65	34	1	42	57	1		
	オーストラリア		2	4	4	2		3		
	カナダ		3	6	4	5	7	3		
	アメリカ		6	40	2	6	36	6		
アメリカ他計 (%)			11	50	10	13	43	12		
			16	70	14	19	63	18		
日本 (%)			12	7		12	5			
			63	37		71	29			
合計 (%)			72	94	18	48	103	18		
			39	51	10	28	61	11		

(7) 研究開発費

①現行会計規則および実務

EEC 第4号指令および第7号指令によれば、会社はそのアニュアル・リポートに研究開発活動に関する数量情報を記載しなければならない。しかし、研究開発費額の開示は求められていない。同様に、研究開発に関するイギリスの会計基準も、期間中の研究開発費の開示を要求していない。EEC以外では、カナダとアメリカで財務諸表に研究開発費を開示することが法的に要求されている。アメリカでは、財務会計基準書第2号「研究開発費の会計処理」が研究開発費の開示を要求しているが、重要でない項目には適用を要しないこととされている。したがって、一般に、小売業やサービス業等では研究開発費の開示はなされない。カナダでも同様である。日本では、研究開発費は開示を要しない。

②調査結果

調査結果は第7表に掲載されている。研究開発費の開示が強制されているのは、カナダとアメリカのみである。その他の国で任意開示をしているのは、技術系の多国籍企業である。金額の開示には、通常多少ともその研究開発について説明が付されている。このガイドラインは半数あまりの企業によって「完全実施」されているが、これは1983年の結果よりかなり低くなっている。しかし、研究開発費を僅かしか要しない食料品小売業のような産業では、これは重要な報告も要しない。

(8) 企業内価格設定方針

①現行会計規則および実務

EEC 第4号指令および第7号指令は、企業の財務諸表における振替価格設定方針の開示については規定していない。同様に、EEC以外でも、この項目に関する特定の会計基準または法的要件はわずかしかない。しかし、カナダとアメリカでは、性質は異なるが同様の情報を提供しうるセグメント間取引を報告するよう要求されている。

第7表 研究開発費

			1985			1983				
			+	+/-	-	+	+/-	-		
ヨーロッパ	E	ベルギー	2	3						
		フランス	6	10		4	11			
		西ドイツ	8	10		5	1	12		
		イタリア	7	2		7		3		
		オランダ	3	6		3		3		
		イギリス	10	10		5	2	14		
	EC計 (%)		36	41		24	3	43		
			47	53		34	4	62		
アメリカ他	スウェーデン		7	2		3		3		
	スイス		5	3		2		6		
	ヨーロッパ計 (%)		48	46		29	3	52		
			51	49		34	4	62		
	オーストラリア			10			5			
	カナダ		5	8		5		10		
	アメリカ		35	13		33		15		
日本	アメリカ他計 (%)		40	31		38		30		
			56	44		56		44		
合 計	日本 (%)		12	7		8		9		
			63	37		47		53		
合 計 (%)			100	84		75	3	91		
			54	46		44	2	54		

②調査結果

調査結果は第8表に掲載されている。企業内価格設定に関してとられた方針の開示は、多国籍企業の財務諸表ではまれにしかみられない。時として、企業内売上高が企業活動にとって重要でないという表明がなされる場合がある。一定の状況では、セグメント間取引の開示が、性質は異なるものの、同様の情報を提供しうるということも認識しなければならない。ほぼ10社に9社はこの開示をせず、12カ国のうち6カ国で開示がなされていない。ヨーロッパではアメリカよりもこの開示が少ない。日本は皆無である。この状況は1983年から改善されておらず、懸念される。

第8表 企業内価格設定方針

			1985			1983				
			+	+/-	-	+	+/-	-		
ヨーロッパ	E	ベルギー		5						
		フランス		16			15			
		西ドイツ		18			18			
		イタリア		9		1		9		
		オランダ	2	7		2		4		
		イギリス	3	1	16	4		17		
	EC計 (%)		5	1	71	7		63		
			7	1	92	10		90		
ヨーロッパ計 (%)	スウェーデン		2		7	2		4		
	スイス		1		7			8		
	ヨーロッパ計 (%)		8	1	85	9		12		
			9	1	90	11		89		
アメリカ他	オーストラリア			10			5			
	カナダ		5		8	5		10		
	アメリカ		10		38	33		15		
	アメリカ他計 (%)		15		56	25		43		
日本 (%)				21	79	37		63		
					19		17			
合計 (%)			23	1	160	34		135		
			12	1	87	20		80		

(9) 会計方針

①現行会計規則および実務

EEC 第4号指令によれば、財務諸表注記は、とりわけ次の点に関して特定の会計方針を開示しなければならない。それは、年度財務諸表に含まれる種々の項目に適用される評価方法、価値修正の計算に使用される方法、外貨表示項目を自国通貨に変換するための基礎である。

EEC 第7号指令は、連結財務諸表を作成している企業の会計方針が用いられなければならないとしている。しかし、加盟国は、他の評価方法を許容してもよいこととされている。そのような場合には、この事実とその使用の根拠を

財務諸表注記に記載しなければならない。EEC以外では、オーストラリア、カナダ、日本、スウェーデン、アメリカで法的な開示要件が定められている。オーストラリアにも、採用された会計方針および財務諸表作成に用いられた方法に関する会計基準がある。

②調査結果

調査結果は第9表に掲載されている。ここで「部分実施」は、用いた会計方法について不完全にしか記述していない場合である。ほとんどの企業で、連結を含めて完全な開示がなされている。また1983年から改善がみられる。

第9表 会計方針

			1985		1983			
			+	+/-	-	-		
ヨーロッパ	E	ベルギー	5					
		フランス	16		14	1		
		西ドイツ	18		18			
		イタリア	9		10			
		オランダ	9		6			
		イギリス	20		21			
	EEC計 (%)		77		69	1		
	100				99	1		
アメリカ他	スウェーデン		9		6			
	スイス		7	1	4	3		
	ヨーロッパ計 (%)		93	1	79	4		
	99				94	5		
	オーストラリア		10		5			
	カナダ		13		15			
	アメリカ他計 (%)		48		48			
日本	アメリカ他計 (%)		71		68			
	100				100			
合計 (%)			183	1	164	4		
			99	1	97	2		

(10) OECD ガイドラインへの言及

①現行会計規則および実務

多国籍企業のアニュアル・リポートがOECD ガイドラインに従って作成されたという事実の開示を要求するような会計規則や実務は現在のところはない。

②調査結果

財務諸表の作成にあたって情報開示に関するOECD ガイドラインを考慮にいれたと記した企業はまれである。この状況は1983年から変わっていない。記載を行った12社はスウェーデン（5社）、スイス（5社）、カナダ（1社）、およびイギリス（1社）の4カ国企業であった。

VI. OECD 加盟各国情報開示

以上のように、ワーキング・ドキュメント第3号は、ガイドラインの適用状況の調査結果にもとづき、各国情報開示に関して次のような全般的な論評を加えている。ここでは、その内容を記述して、本稿のむすびにかえることとする。

1983年調査は、ガイドラインの勧告内容が国内法で規定されている場合に、ガイドラインがよく遵守されていること、また、資金の源泉と使途の計算書のように、国内の規則や基準では要求されていなくても多くの企業が任意開示する情報があることを明らかにした。このように、1983年調査は、かなり多くの企業がガイドラインを遵守している一方で、改善のためなお努力の余地があると結論づけたのである。

1985年調査は、前回とは対象企業および調査方法が少し変更されたため厳密な比較はできないが、かかる変更の影響は微少であると考えられるので、ガイドラインを完全に実施した企業および部分的に実施した企業は増加したといえる。

調査結果を要約した前掲の第1表～第9表は単純化されすぎてはいるが、なおよく次のような特徴を示している。

①1983年すでにほとんどすべての調査企業によって開示されていた項目

- ・会計方針
- ・活動地域および主要活動
- ・資金の源泉と使途に関する計算書。

②1983年からかなり改善されたが、なお努力を要する項目

- ・企業の組織構造
- ・研究開発費
- ・営業成果および売上高
- ・平均従業員数。

③1983年と同様に部分実施または低水準の実施に留まっている項目

- ・新規設備投資
- ・企業内価格設定方針。
- ・OECD ガイドラインへの言及

売上高、営業成果、平均従業員数、新規設備投資のような領域では、多くの企業が事業系列別ないし地域別のセグメント情報の開示を躊躇しており、これが調査結果が満足できるものでない要因となっている。しかし、この情報が重要でないと判断されたために開示されなかった場合があることも、留意しておく必要がある。企業内価格設定方針については、1984年に解説が公表されたので、企業が十分に知らなかったり、理解していなかったりした。今回の1985年調査でガイドラインの適用が不十分であった項目については、その理由を考慮する必要があろう。

ワーキング・ドキュメント第3号は、国別に特に記述してはいないが、国別には次のように情報開示になおかなりの相違がみられる。

①日本=アメリカ他=ヨーロッパ（完全実施）

- ・活動地域および主要活動
- ・会計方針

②アメリカ他>日本=ヨーロッパ

- ・資金の源泉と使途にする計算書

③ヨーロッパ>日本=アメリカ他

- ・企業の組織構造
- ・新規設備投資
- ・平均従業員数
- ・OECD ガイドラインへの言及

④アメリカ他>ヨーロッパ>日本

- ・営業成果および売上高
- ・企業内価格設定方針

このような相違は、各国での規制の有無や規制内容に多分に影響される。しかし、自国で規制がなされていなくても、任意開示される項目があることもまた事実である。今後、国際的調和化をはかるためには、ガイドラインの適用が不十分であった項目についてその理由を考慮し、また改善のため政府・産業界・会計士界がどのような措置をとるべきかについてさらに検討する必要がある。

(筆者は関西学院大学商学部教授)